

9の2 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

9の3 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

10 設計 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第5項に規定する設計をいう。

11 工事監理者 建築士法第2条第6項に規定する工事監理をする者をいう。

12 設計図書 建築物、その敷地又は第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事用の図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。

13 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

14 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

15 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

16 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

17 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。

18 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第88条第1項から第3項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

〈建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〉

(定義)

第2条 この法律において「建設資材」とは、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に使用する資材をいう。

2 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となったものをいう。

3 この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

- 1 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。） 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- 2 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。） 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- 4 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であつて、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
 - 1 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 2 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- 5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- 7 この法律において建設資材廃棄物について「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。
- 8 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- 9 この法律において「建設業」とは、建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。
- 10 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者与其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。
- 11 この法律において「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。
- 12 この法律において「解体工事業業者」とは、第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者をいう。

7. 参考文献

- 1) 環境庁大気保全局企画課監修：石綿・ゼオライトのすべて，（財）日本環境衛生センター
昭和 62 年 2 月
- 2) 環境庁大気保全局大気規制課監修：アスベスト排出抑制マニュアル，ぎょうせい
昭和 63 年 4 月
- 3) 環境庁大気保全局：建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
平成 10 年 3 月
- 4) 建築物の解体等に伴う石綿飛散防止検討会：「建築物の解体等における石綿飛散防止対策の強化について」報告書
平成 17 年 11 月
- 5) 日本建築センター：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
平成 4 年 8 月（平成 18 年 7 月改正予定）
- 6) 建設業労働災害防止協会：建築物の解体工事における 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル
平成 17 年 8 月
- 7) （社）日本作業環境測定協会：作業環境測定シリーズ No.3 繊維物質測定マニュアル
平成 16 年 7 月
- 8) 日本規格協会：JIS A 1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法
平成 18 年 3 月
- 9) 日本規格協会：JIS A 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法—第一部
平成 18 年 9 月

8. 石綿関連機関情報

石綿関連情報について	名称	電話・ホームページアドレス等
石綿全般について	社団法人 日本石綿協会	Tel : 03-5765-2381 http://www.jaasc.or.jp
測定関係について	社団法人 日本作業環境測定協会	Tel : 03-3456-0443 http://www.jawe.or.jp
廃棄物処理関係について	財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	Tel : 03-3668-6511 http://www.jwnet.or.jp
保護具関係について	社団法人 日本保安用品協会	Tel : 03-5804-3125 http://www.jsaa.or.jp
建築技術関係について	財団法人 日本建築センター	Tel : 03-3434-7161 http://www.bcj.or.jp
事業者の方々からの石綿ばく露防止対策、建物の建材等に含まれる石綿の定性、定量分析	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	Tel : 03-3452-6841 http://www.jisha.or.jp
石綿作業にかかる安全衛生全般について	建設業労働災害防止協会	Tel : 03-3453-8201 http://www.kensaibou.or.jp
石綿による健康被害による救済関係について	独立行政法人 環境再生保全機構	フリーダイヤル : 0120 - 389 - 931 http://www.erca.go.jp
住まいの情報について	住宅情報提供協議会	http://www.sumai-info.jp/jiji/asbest.html
研究情報等について	独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 (産業医学総合研究所)	Tel : 044-865-6111 http://www.jniosh.go.jp
研究情報等について	財団法人 労働科学研究所	Tel : 044-977-2121 http://www.isl.or.jp
石綿使用についての規則や飛散防止対策、廃棄物処理方法等について	環境省	http://www.env.go.jp
石綿についてのQ & A、労災認定事業場のリスト、健康相談関連情報等について	厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp
企業での石綿の使用状況、代替製品についての情報等について	経済産業省	http://www.meti.go.jp
建設業、運輸関連業、造船業における石綿被害の状況等について	国土交通省	http://www.milt.go.jp
学校施設等における石綿使用状況等について	文部科学省	http://www.mext.go.jp

建築物の解体等に係る石綿飛散対策マニュアル編集委員会

- 委員長 富田雅行 ニチアス(株)
技術本部環境管理室長
- 委員 浅見琢也 (株)エーアンドエーマテリアル
環境品質部 環境グループリーダー
- 青島 等 大成建設(株)
環境マネジメント部 次長
- 島田啓三 鹿島建設(株)
安全環境部 担当部長
- 鈴木秀穂 (株)竹中工務店
安全環境本部 課長
- 鈴木裕生 アゼアス(株)
代表取締役社長
- 星川來嗣 JFE メカニカル(株)
プラント建設事業本部 部長
- 本橋健司 独立行政法人 建築研究所
材料研究グループ長・建築生産グループ長
- 吉井智彦 日本インシュレーション(株)
取締役副本部長
- 唐沢正義 (社)日本作業環境測定協会
専務理事
- 小西淑人 (社)日本作業環境測定協会
調査研究部長

建築物の解体等に係る石綿飛散 防止対策マニュアル 2007

平成 19 年 6 月 29 日 第 1 版

価格 5,400 円 (税込み)

編者・発行 (社)日本作業環境測定協会

東京都港区芝 4 丁目 4 番 5 号

三田労働基準協会ビル

〒 108-8372

電話 03-3456-0445

印刷・製本 倉敷印刷株式会社

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

© 2007

ISBN 978-4-903989-01-3 C3051 ¥5143E